

ご発注者 様

夏季作業時における熱中症対策へのご理解・ご協力について (お願い)

日頃よりシルバー事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正・施行され、職場での熱中症予防対策が義務化されました。これに伴い、センターとしても会員が熱中症になることなく、安全・安心に就業できるよう、より一層の体制づくりに努めてまいります。

今年もまだ5月にもかかわらず、屋外では30℃に迫る日もあり、この先も酷暑日が多くなる見込みです。

つきましては、会員の熱中症予防・対策のため、下記内容についてのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

#### 【お願い】

- ◆ 日程の変更や時間帯の変更をお願いする場合がございます。
- ◆ こまめに休憩や水分補給をとらせていただきます。
- ◆ 気温が高い中、屋外作業では長袖+長ズボンで作業しております。  
体調管理上、やむを得ず作業中止の判断をさせていただく場合がございます。
- ◆ 室内での就業中は冷房（エアコン・扇風機）の使用をお願いいたします。

ご発注者様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、シルバー事業にご理解・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和8年6月  
公益社団法人町田市シルバー人材センター